

「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」重要事項説明書

ケアステーションしんがい

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福山市指定 第 3491502260)

当事業所はご利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通りに説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1.	事業者	1
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	2
4.	職員の体制	2
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6.	サービスの利用に関する留意事項	6
7.	サービス提供における事業所の義務	7
8.	損害賠償について	7
9.	サービス利用を終了する場合	7
10.	事故、緊急時などにおける対処	8
11.	鍵の保管について	8
12.	身分証の携行	8
13.	ご利用者の尊厳	8
14.	苦情の受付について	8.9
15.	ハラスメント対策	9
16.	サービスの第三者評価の実施状況について	10
17.	業務継続計画の策定について	10
18.	虐待の防止について	10
19.	身体拘束について	10
20.	感染症の予防およびまん延の防止のための措置	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人さんよう
- (2) 法人所在地 広島県福山市草戸町五丁目8番24号
- (3) 電話番号 084-973-9911
- (4) 代表者氏名 理事長 辰川 和美
- (5) 設立年月 2011年7月8日
- (6) 法人が行っている他の事業

当法人では、当事業所のほか次の事業もあわせて実施しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、(介護予防)通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(2022年3月1日指定)
福山市指定(第3491502260)
- (2) 事業の目的 適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所オペレーター(介護福祉士等)、計画作成責任者、介護福祉士又は訪問介護養成研修の終了者が、要介護状態となったご利用者に対し、適正な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。
- (3) 運営の方針 従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他利用者が安心して居宅において生活できるようにするための援助を行い、利用者の生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。
事業の実施に当っては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所の名称 ケアステーションしんがい
- (5) 事業所の所在地 広島県福山市新涯町三丁目19番27号
- (6) 電話番号 084-961-3960
- (7) 事業所 管理者氏名 岡本 東海
- (8) 開設年月 2022年3月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
福山市日常生活圏域中央3及び隣接圏域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	0:00~24:00
サービス提供時間帯	0:00~24:00

4. 職員の体制

事業所では、ご利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	資格	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
1. 事業所長(管理者)	介護福祉士		1		
2. 計画作成責任者	介護福祉士		1		
3. オペレーター	介護福祉士		5		6
4. 定期訪問介護員	介護福祉士 訪問介護員養成研修、介護職員初任者研修、実務者研修の終了者		9		0

5. 随時訪問介護員	介護福祉士 訪問介護員養成研修、介護職員初任者研修、実務者研修の終了者		9		0
------------	--	--	---	--	---

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

〈サービスの概要〉

○定期巡回サービス

事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。

○随時対応サービス

事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターがご利用者又はそのご家族からの通報内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、連携先の看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請やご家族への連絡等必要な手配を行います。

○随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等がご利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。

○訪問看護サービス

連携先の事業所の看護師等が、ご利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は診療の補助を行います。

☆居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談の上、お申込下さい。ご利用申込者によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が訪問して契約及びケアコール端末の設置を行います。端末設置後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成してサービスの提供を開始します。

〈サービス利用料金〉

それぞれのサービスの料金は次の通りです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

	介護保険適用時の 基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (介護報酬額の1割)	利用者負担額 (介護報酬額の2割)	利用者負担額 (介護報酬額の3割)
要介護1	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円
要介護5	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）

要介護1 ↳ 要介護5		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
	基本夜間訪問サービス費（1月につき）	989 単位/月	1978 単位/月	2967 単位/月
定期巡回サービス費（1回につき）	372 単位/回	744 単位/回	1116 単位/回	
随時訪問サービス費Ⅰ（1回につき）	567 単位/回	1134 単位/回	1701 単位/回	
随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） (2名の訪問介護員により訪問する場合)	764 単位/回	1528 単位/回	2292 単位/回	

③加算について (1 割負担の場合)

	介護保険適用時の基本料金	利用者負担額
<p>初期加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始した日から起算して30日以内の期間について算定する ・30日を超えた入院後に利用を再開した場合も同様とする 	1日につき 300 円	1日につき 30 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記により算定した単位数の1000分の245に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記により算定した単位数の1000分の224に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	上記により算定した単位数の1000分の182に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	上記により算定した単位数の1000分の145に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1200 円/月 (区分支給限度額外)	
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350 円/月 (区分支給限度額外)	

※介護職員等処遇改善加算は、(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)いずれかの加算となります。

※総合マネジメント体制強化加算は、利用者の心身の状況の変化に応じ多職種共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直し、地域の病院、診療所等の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。加算は(Ⅰ)又は(Ⅱ)どちらかの加算となります。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣に定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。加算は(Ⅰ)又は(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)いずれかの加算となります。

2024年6月1日時点の加算は以下の通りとなります。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ

※平成27年8月1日より一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が2割、または3割となります。介護保険負担割合証にて負担額を確認下さい。

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護の減額

(1) 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護サービスを受けているご利用者は、利用した日数に1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位から

減算します。

	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
要介護1	620円	62円	124円	186円
要介護2	1,110円	111円	222円	333円
要介護3	1,840円	184円	368円	552円
要介護4	2,330円	233円	466円	699円
要介護5	2,810円	281円	562円	843円

短期入所系サービス利用時については、日割りにするものとします。

	介護保険適用時の日割料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
要介護1	1,790円	179円	358円	537円
要介護2	3,200円	320円	640円	960円
要介護3	5,310円	531円	1,062円	1,593円
要介護4	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護5	8,120円	812円	1,624円	2,436円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は交通費としてその実費を徴収します。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1km当たり20円を徴収いたします。

(3) ケアコール端末設置料等

ご利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用は事業者の負担となります。また、ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話又はインターネット料金)については、ご利用者の負担となります。

TV電話タイプの通信料について、事業者が契約したインターネット回線を使用することも可能です。その場合、実費として1ヶ月2,500円徴収いたします。

(4) ケアコール端末機器の故障・紛失・水没

ケアコール端末機器の故障・紛失・水没等については、ご利用者の故意又は過失に起因するものに関してはご利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごと月末締めで計算し、翌月10日頃にご請求しますので、当月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、下記指定口座への振り込み(振込手数料は自己負担になります)
振込先 広島銀行 支店 福山営業本部
口座名義人 社会福祉法人さんよう 普通 No3474250
イ、金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

(6) 利用の中止、変更

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の2時間前までに、利用の中止の申し出をされなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2時間前に申し出があった場合	無料
利用予定日の2時間前に申し出がなかった場合	500円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該等訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が緊急時等で事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきますことがあります。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に合わせたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行えません。

①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族等からの高価な物品等の授受

③ご利用者のご家族等に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供

④ご利用者宅での飲酒及び喫煙

⑤ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

7. サービス提供における事業所義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、ご利用者又はそのご家族等 から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として、主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて当法人の規定により対応致します。
- ⑤サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を下記の使用目的以外に、第三者に漏洩しません。(守秘義務) 但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

「個人情報使用目的」

ご利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要とする場合。

8. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者またはその家族等に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

ご利用者及びご家族等が故意または重大な過失より事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、またはハラスメント等著しい不信行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

9. サービス利用を終了する場合

ご利用者は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所のサービスを終了させていただくこととなります。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業者の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から解約を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約の申し出

ご利用者から解約を申し出ることができます。その場合には、希望する日の7日前までに解約届書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に解約することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ③ご利用者に係る居宅サービス（ケアプラン）が作成されなかった場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの解約の申し出

以下の事項に該当する場合には、当事業所より解約を申し出ることがあります。

- ①ご利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 事故、緊急時等における対応等について

- （１）ご利用者が当サービスをご利用中に、病状等の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族、主治医に連絡する等必要な対応を行います。
- （２）ご利用者が当サービスをご利用中に、天災その他の災害が発生した場合、必要により避難等の措置をとります。

11. 鍵の保管について

ご利用者宅の鍵の保管については、利用者の状況等により、協議の上契約を取り交わし、ご利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するものとします。万が一、紛失・破損等した場合には速やかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。専用のキーボックスの紛失・破損等、ご利用者の故意又は過失に起因するものに関してはご利用者負担となります。但し、やむを得ない場合は、事務所に合い鍵を保管します。

12. 身分証の携行

訪問介護職員等は、身分証を携行し、面接時、初回訪問時及びご利用者又はそのご家族から求められたときは、これを提示すべきものとします。

13. ご利用者の尊厳

当事業所ではご利用者の尊厳・プライバシー保護等のため、マニュアルを作成し、従業員の研修を適宜行っています。

14. 苦情の受付について

- （１）苦情の受付
当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【苦情・相談窓口（連絡先）】

サービス提供事業所苦情等窓口

苦情・相談受付担当者：岡本 東海

電話 084-961-3960 FAX084-961-3962

【当事業所以外の苦情・相談窓口（連絡先）】

特別養護老人ホームしんがい

電話 084-961-3955

(2) ご利用者からの苦情を解決するための手順の概要

① ご利用者からの相談又は苦情等に対する常設窓口、担当者の設置

苦情・相談担当の窓口を設置し、又相談に訪れたご利用者等の個人のプライバシーと秘密保持のため、苦情・相談専用の部屋を設けます。また、苦情・相談窓口担当者を選任し、その担当者が苦情・相談業務に当たります。

なお、窓口での解決が困難な場合は、下記に体制並びに手順で苦情・相談の解決に当たります。

② 苦情があったサービス事業に対する対応方針

サービス事業者がサービス計画に沿って提供するサービス内容に対してご利用者から苦情があった場合は、

i 苦情解決手順として下記の手順により行います。

ii サービス事業者からサービス計画に沿ったサービス提供がされているかどうかについてよく事情を聞き、事業者と利用者相互の申し立ての内容を十分に検討し、ご利用者が納得いくサービスを受けることができるよう、サービス事業者と協議し、その解決に努めます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

福山市介護保険課	電話 084-928-1166
福山市高齢者支援課	電話 084-928-1189
広島県国民健康保険団体連合会	電話 082-554-0783

15. ハラスメント対策

① 事業所内、利用者宅等において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばされそうになった)行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に添わない性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、関係事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止の為に会議等により、同時案件が発生しないための、再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

又、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善

に対する必要な措置、利用契約の中止・解約等の措置を講じます。

16. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無 : 有り

実施した直近の年月日 : 2024年3月26日

第三者評価機関名 : 介護医療連携推進会議にて評価を行う

評価結果の開示状況 : 事業所掲示板にて掲示
介護サービス情報公表システムにて公表

17. 業務継続計画の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対する身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置。衛生管理等。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - ② 事業所の設備、車両及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

重要事項説明確認書（同意書）

年 月 日

私は「ケアステーションしんがい」重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

ご利用者家族等 住 所 _____
(代理人) 氏 名 _____ 印
続 柄 _____

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の開始に際し、「ケアステーションしんがい」重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 ケアステーションしんがい

説明者 _____ 印

※ 重要事項説明書は、厚生省令35号（平成18年 3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

ご利用者及びそのご家族の個人情報については、次の記載にするところにより必要な範囲で使用することに同意します。

記

1. 利用目的

ご利用者のための居宅サービス計画に沿ってサービスを提供するために実施される下記の事項等において必要とする場合。

- (1) ご利用者にご提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求の為の事務
- (3) 当法人の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- (4) 他の医療機関・介護機関との連携
- (5) ご家族等への状況説明
- (6) 行政機関等、介護サービス情報の公表制度、法令に基づく照会・確認
- (7) 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- (8) その他の公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習の協力、職員研修等）

2. 利用条件

- (1) サービス提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないように適切にお取り扱い致します。
- (2) 個人情報を使用した会議、内容等の記録を行います。
- (3) 使用期間は、本サービスを提供する期間とします。

年 月 日

ケアステーションしんがい 殿

(ご利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者家族等) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

(家族代表) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____